

## 第7次瑞浪市総合計画策定方針

### 1. 計画策定の背景と趣旨

総合計画は、自治体運営の基本的な指針となる最上位の計画で、将来都市像を具現化するためのまちづくりの方針を示すものです。現在は、平成26年度から令和5年度を計画期間とする第6次総合計画に基づき、「幸せ実感都市 みずなみ ～共に暮らし 共に育ち 共に創る～」を将来都市像に掲げ、その実現に向けて、様々なまちづくり施策に取り組み、市民との協働により、総合的かつ計画的な行政運営を進めています。

本市の住民基本台帳人口は、42,532人(H13.12.1)をピークに減少に転じ、現在は36,743人(R3.6.1)と減少傾向が著しく、少子高齢化の一層の進行や長引く景気の後退による税収の減少など本市を取り巻く環境はますます厳しくなることが予想されます。

一方、東濃地域では、リニア中央新幹線の東京・名古屋間の開通を見据え、開通を契機に更なるまちづくりの進展を図ろうと様々な事業が進められています。

また、東日本大震災を機に市民の関心が高まった防災対策や新エネルギー、省エネルギーへの取り組みが重要性を増しています。その他、環境問題、経済的格差の問題、価値観の多様化など、日本の社会経済には、様々な変化が現れています。

令和2年春からの全国的な新型コロナウイルスの蔓延により、新しい生活様式が求められ、行政運営においてもICTの活用が急速に進行しています。このほか、国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs<sup>※1</sup>）の達成に向けた取り組みは、幅広い分野や地域で展開され、SDGsを原動力とした地方創生の実現を目指すことも重要です。

現行の第6次総合計画に基づく、令和2年度末の主な事業の取り組み状況は、ほとんどの事業が実施または実施見込みとなっています。施策の進捗状況は、順調に進んでいると言えますが、各施策の数値目標については、令和元年度では7割程度の達成状況であり、今後、さらなる取り組みが必要となっています。

平成23年8月1日施行の地方自治法の改正では、総合計画にかかる規定が削除されましたが、これは、地方分権改革推進の1つとして国による義務付けの廃止が行われたものです。総合計画策定は、市町村の判断するところとなりましたが、多様化する行政需要に公平かつ公正に対応し、自立した基礎自治体を目指すためには、総合的かつ計画的な行政運営が重要です。本市では、引き続き、市民との協働による計画的な行政運営を進めるため、現行計画終了後の令和6年度を初年度とする第7次総合計画を策定します。

### 2. 計画の構成及び期間

総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3つの階層から構成します。

「瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「瑞浪市行政改革大綱」については、

※1 SDGs:持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）1 貧困をなくそう 2 飢餓をゼロに 3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう 6 安全な水とトイレを世界中に 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 10人や国の不平等をなくそう 11住み続けられるまちづくりを 12つくる責任つかう責任 13気候変動に具体的な対策を 14海の豊かさを守ろう 15陸の豊かさを守ろう 16平和と公正をすべての人に 17 パートナリシップで目標を達成しよう

基本構想の中で見直しを行い、基本計画において施策方針等を定めることで、計画を一本化し、効率的かつ分かりやすい行政運営を目指していきます。

計画期間は、行政の継続性、長期的視点に立った行政運営を図るため、令和6年度～令和15年度までの10年間とします。

(1) 基本構想

長期的展望に立ち、目指すべき将来の瑞浪市の姿及びそのための施策の大綱を示すものとします。行政と市民と協働のもとで進める市政の最高理念となるものです。(瑞浪市議会基本条例第8条第1項により議会の議決が必要)

(2) 基本計画

基本構想の実現に向け、分野別の基本となる施策と成果指標及び数値目標、主な事業を示すものです。(瑞浪市議会基本条例第8条第1項により議会の議決が必要)

計画期間10年のうち、前期計画を5年、後期計画を5年とし、前期計画終了時に見直しを行います。

(3) 実施計画

基本計画に位置付けられた施策を具体化する個別の事業をその財源とともに示すものとします。

計画期間を3年とし、毎年度事業評価を行い、見直しを行います。

### 3. 第7次総合計画のコンセプト

第7次総合計画では、次の5つのコンセプトにより策定します。

- (1) シンプルで分かりやすく、施策の目的が明確であること
- (2) 事実と根拠に基づき、実効性が確保されていること
- (3) 事業の効果検証が明確であり、社会情勢の変化に対応できること
- (4) 市民と行政の指針となるものであること
- (5) 総合戦略及び行政改革を総合計画に位置付けるものであること

### 4. 策定体制

(1) 庁内推進体制

① 庁議

基本構想原案及び基本計画原案の検討、作成を行います。

② 庁内検討委員会（関係課長級職員による検討組織）

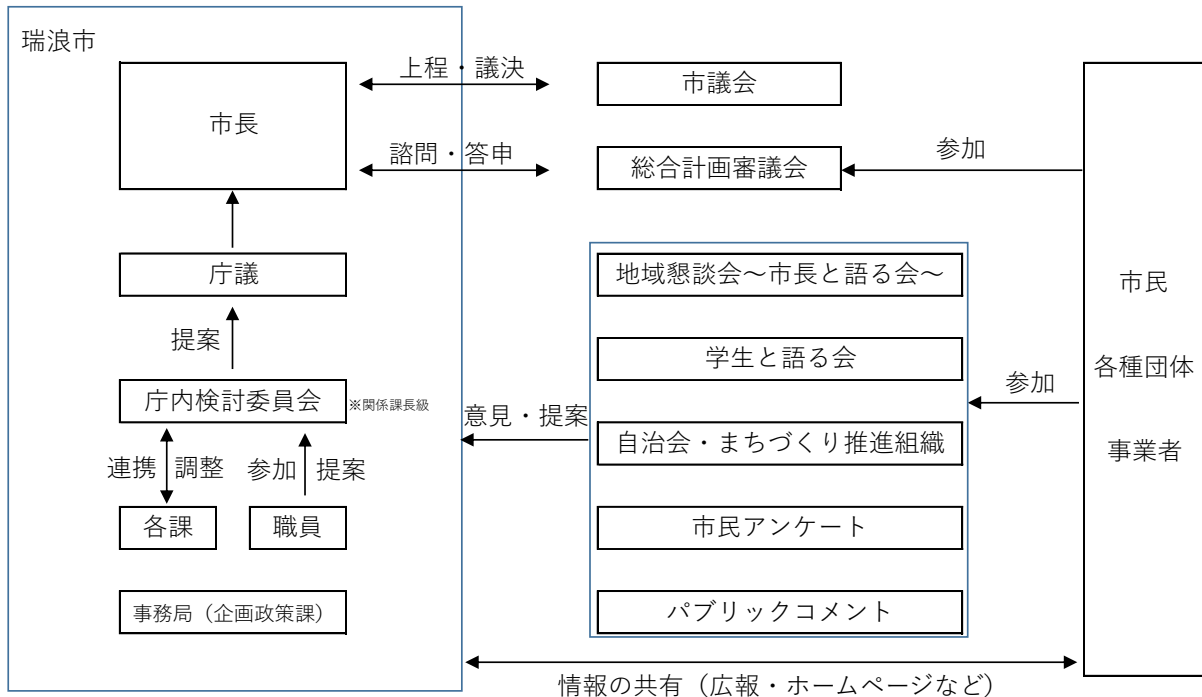
基本構想素案及び分野別の基本計画素案の検討、作成を行います。

庁内検討委員会には、委員長を置き、会議を総括します。

(2) 審議会

瑞浪市総合計画審議会設置条例第3条に基づき総合計画審議会を設置します（25名以内）。委員のうち2名程度を、公募委員とします。

### 策定組織図



## 5. 市民の参画

### (1) 地域懇談会（市長と語る会）

現行計画の施策評価及び今後の方針を取りまとめ、市民に公表します。これに基づき、8地区での懇談会を開催し、市民意見の聴取を行います。

また、若者の参加を促すため、高校生、大学生との懇談会を行います。

### (2) 市民意識調査

施策に対する満足度、重要度等の市民アンケート調査を実施し、市民ニーズの把握に努めます。

### (3) 自治会・まちづくり推進組織

自治会やまちづくり推進組織との連携を図り、地域の課題解消のため、地域住民による計画への提言を行います。

### (4) パブリックコメント実施

瑞浪市パブリックコメント手続要綱に基づき、ホームページ、市広報紙、窓口等で計画概要の公表、意見聴取を行います。提出された意見に関しては、計画への反映を検討し、実施状況等を公表します。

## 6. 計画策定スケジュール

別紙スケジュール表のとおり

## 7. 策定にあたって

### (1) 市民協働によるまちづくり

平成18年度に小学校区を基本とした市内8地域でのまちづくり推進協議会の立ち上げが完了し、市内全域での住民主体のまちづくり活動がスタートしました。平成20年度からは、夢づくり地域交付金制度により、行政と市民の協働によるまちづくりが進められています。引き続き、各地域の抱える課題の把握とその解決のための計画づくりが必要となります。

地域や市民からの意見を幅広く聴取するため、有効な手法を取り入れていく必要があります。

### (2) 市政のマネジメントサイクルの基本としての総合計画

総合計画は、毎年度の予算において具現化され、実施され、その成果を確認、評価をして、次の段階へと進めていくことが重要です。市民との協働によるまちづくりを進めるために、市民にわかりやすい指標を示し、各施策の実施状況、目標に対する達成度等を市民に公表していきます。

### (3) 主要事業等の継続的な実施

都市基盤整備の着実な推進、農商工連携による複合型産業構造の構築、子育て・高齢化対策の拡充、広域連携による効率の良い行政運営、市民と行政の協働によるまちづくりの5つを重要課題と施策を実施してきましたが、今後も継続的に実施する必要があることから、総合計画に反映させる必要があります。

### (4) 市勢要覧、市制70周年記念ロゴの作成、イベントの実施

令和6年度に市制70周年を迎えることから、市勢要覧を発行します。また、60周年同様に記念ロゴを作成し、総合計画ほか様々なイベントに引用します。併せて、PRとして70周年記念イベントを実施します。実施にあたっては、令和5年度のプレイベント、令和6年度の本イベントを計画し、総合的に瑞浪市をPRしていきます。